

中長期輸出信用供与

- サプライヤーズ・クレジット，バイヤーズ・クレジット，バンク・ローン -

1. 輸出の決済方法

(1) 輸出決済方法に関する法令の改正

昭和 55 年 12 月の輸出貿易管理令等の改正により，輸出決済方法の規制は大幅に緩和されることとなった。

即ち，外国為替及び外国貿易管理法（以下「外為法」と言う。）の基本原則が“原則禁止”から“原則自由”に改められたことに伴い，輸出決済方法についても，従来は旧輸出貿易管理令第 1 条第 1 項第 3 号，及び標準決済方法に関する省令第 3 条別表第 1 により，標準決済方法によらない輸出はすべて通産大臣の承認を要することとされていたが，法令改正後は，新輸出貿易管理令第 1 条第 1 項第 3 号，外国為替管理令第 7 条第 1 項，及び特殊決済に関する省令第 3 条により，通産大臣の承認を要する決済方法＝特殊決済方法を限定列挙的に指定し，この決済方法による輸出のみを承認の対象とすることとなった。

(2) 輸出の特殊決済方法

現行法令上では，輸出貿易管理令第 1 条第 1 項第 3 号において，次のいずれかの代金の支払の方法によって貨物を輸出しようとするときは，あらかじめ大蔵大臣の同意を得た上で，通商産業省令で定める手続きに従い，通商産業大臣の書面による承認を受けなければならないとされている。

イ 外国為替管理令（昭和 55 年政令第 260 号）第 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法に該当する代金の支払の方法

ロ 大蔵大臣が特殊なものとして定める代金の支払の方法

これを受けて，外国為替管理令第 7 条第 1 項，及び特殊決済に関する省令第 3 条では，特殊決済の事例を次の様に定めている。

（輸出貨物代金の全部または一部の決済方法が以下のいずれかに該当するもの）

勘定の貸記又は借記による方法

前受け

④ ④ 以外の貨物

輸出申告の日前 2 年超

④ プラント（契約日から貨物の最終船積日までが 1 年超の場合）

輸出申告の日前 3 年超

延払い（繊維・雑貨の特定国向け輸出の場合を除く。）

輸出貨物代金の受領が船積後 2 年以上となるもの

円払い

輸出者又は輸出の相手方が海外から持ち込んだ円貨又は円表示小切手（旅行小切手を除く。）若しくは約束手形（非居住者円勘定を引当てとするものを除く。）

相 殺

ため払い

繊維・雑貨の特定国向け後払い

取消不能信用状に基づき貨物の船積の日後 1 年以内に支払を受領する方法以外の方法

軍票による支払

以上のうち，中長期輸出信用供与との関係で問題となる特殊決済は， の延払いによる場合である。

(3) 延払輸出の承認手続

延払輸出となるものは，以下の輸出承認手続に従うこととなる。後述のサプライヤーズ・クレジット形態をとるもののほか，直接借款（バイヤーズ・クレジット，バンク・ローン）により信用供与されるものなどについても，その一部が船積から 2 年以上の期間にわたって決済される場合には，延払輸出案件として同様の手続を要することとなる。

輸出承認手続

㊦ 輸出業者

- ・商談につき、相手方と大筋合意。
- ・通産省への延払輸出調書の提出。

㊦ 通産省

- ・通産省内審査
- ・大蔵省・通産省延払輸出連絡会への付議

㊦ 大蔵省

- ・大蔵省内審査
- ・通産省への回答（内諾又は保留）

○ 通産省

- ・輸出業者への通知（内諾又は保留）

㊦ 輸出業者

- ・内諾分について、通産省へ輸出承認申請書を提出

㊦ 通産・大蔵両省

- ・各省内決裁、輸出承認書発給

なお、プラント等の延払輸出については、昭和 56 年 2 月 5 日付蔵国第 260 号「特殊決済方法による輸出の承認，輸入の承認，支払等の許可に対する包括同意について」によって品目別に明示された，一定の決済条件よりハードなもので，かつ，特に問題があると認められない国を仕向け地とするものについては，通産大臣に包括同意しており，それらについては通産省のみの審査で輸出承認書が発給されている。

輸出承認に際しての検討事項と基本的な考え方

大蔵省・通産省が延払輸出条件を審査するに際し，検討を行う主な事項としては，㊦ 輸出貨物の内容・種類，㊦ 仕向国，㊦ 代金決済の条件等が挙げられる。なお，延払輸出案件については，通産省の貿易保険部局による輸出代金保険の付保，及び輸銀の融資を伴うのが通例であるが，これら機関の検討事項及びそれらに対する考え方もほぼ同様と考えられる。

㊦ 輸出貨物の内容・種類

延払輸出の対象となる輸出貨物には通常の輸出の場合と同様に，戦略物資，輸出禁制品等は含まれないが，さらに消費物資，原材料といったものも通常除かれており，個々の価額が相当額に達する産業機械，船舶，鉄道車両等を延払輸出の対象貨物としている。なお，近年，機械の据付，工事，保証運転までを輸出者が行うこととなっている契約（ターンキー・ベースの契約）が多くなり，消費財，原材料が延払輸出案件の内容に含まれる場合も出てきている。

㊦ 仕向国

延払輸出において仕向国を検討する場合には，外貨債権の保全・回収が確実か否かという点が重視されたが，外為法の改正により輸出者の債権回収義務の規定が削除されるに至っている。すなわち，我が国の外貨準備の少ない時代には，国際収支の悪化が著しい国，対外債務の多すぎる国への延払輸出は，その回収に不安のあることから，外貨債権の保全及び外貨の有効利用の面から好ましくないでストップするとの考え方もあったが，現在では，輸出代金保険を付保せず（own risk），輸銀資金を利用しない（own finance），で延払輸出する者，自己資金等でその回収のリスクまで負って輸出しようとするもの，についてまでその延払輸出をストップすることは問題であるとし，そうした延払輸出については仕向国の規制を行わなくなった。

これに対し政府が関与している輸銀融資，貿易保険付保を前提とする延払輸出（「公的支持」のある延払輸出）については，輸銀融資，輸出代金保険の適正な運用を図るため，仕向国の国情，債務返済能力等を勘案しつつ公的支持の適否を検討しており，仕向国によっては，輸銀融資，貿易保険付保がなされない場合がある。殊に，近年は，累積債務問題が深刻化している途上国に対する公的支持が見合わせられるケースが生じてきている。

㊦ 代金決済の条件

輸出者と輸入者との間で結ばれる延払契約条件については特別の規制は設けられていない。しかし昭和 53 年 4 月 1 日以降，輸出信用にかかる各国の過当競争防止を目的に「公的支持を受ける輸出信用ガイドラインに

関する取極」が実施されているため、我が国では公的支持のある延払輸出について、輸出者への公的支持の条件と延払契約条件とを一致させるとともに、公的支持のない延払輸出についても延払契約条件が公的支持の条件より大幅に緩やかなものとならないようにして取極の精神を遵守している。

2. 中長期輸出信用供与の形態

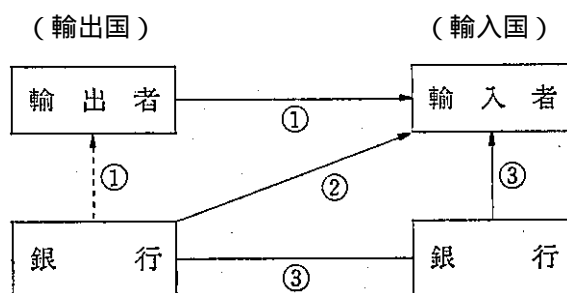
(1) 中長期輸出信用供与の必要性

輸入者がプラント類、船舶の輸入に際して、中長期信用供与が必要な理由としては、第1にそれらがおおむね巨額であり、しかも、それらの生産物の販売等により輸入者は初めて輸入した貨物の代金の回収を図り得ることになるので、短期間に輸出者との間で決済するには相当の資金力を要すること、第2に開発途上国ではその資金を調達し得る金融制度が出来ていないこと、そして第3に輸入者たる企業に資金調達能力があったとしても、その開発途上国自体の外貨準備の乏しさから巨額の外貨決済はむずかしいこと等が考えられる。

このことから判るように、プラント類の延払輸出の相手方は主に開発途上国の企業であり、輸出者は何らかの形で中長期の信用供与を行わなければプラント類の輸出が困難となるため、中長期輸出信用の果すべき役割は重要なものとなっている（船舶については、輸入者は先進国の企業であることが多いが、その金額がきわめて巨額であり、資金の懐妊期間の長い商品だけに商慣行として延払輸出が定着している。）

(2) 中長期輸出信用供与の形態

中長期輸出信用供与の形態としては、サプライヤーズ・クレジットと直接借款（バイヤーズ・クレジット，バンク・ローン）がある。サプライヤーズ・クレジットは輸銀と市中銀行の協調融資により、また直接借款は輸銀単独又は市中銀行との協調融資により行われる。これらのスキームを図示すると以下のとおりである。



サプライヤーズ・クレジット

輸出者が銀行から融資を受けて相手国の輸入者に信用供与を行う。

バイヤーズ・クレジット

輸出国の銀行が、輸入者に対して直接信用供与を行う。

バンク・ローン

輸出国の銀行が輸入国の銀行に資金を貸付け、輸入国の銀行はその資金を輸入者に転貸する。

3. サプライヤーズ・クレジット

(1) サプライヤーズ・クレジットの概略

輸出者（サプライヤー）が相手国の輸入者に対して、輸出代金から頭金を除いた金額について分割返済を認める形で借用供与を行うことを意味し、通常の延払輸出がこれに該当する。

我が国の輸出者が、サプライヤーズ・クレジットを供与する場合には、輸銀と市中銀行との協調融資を受けているのが通例である。

(2) サプライヤーズ・クレジットの動向

前述のとおり、延払輸出案件の大部分はサプライヤーズ・クレジットの信用供与形態をとっているため、通産省の「延払輸出承認実績集計表」から、ほぼサプライヤーズ・クレジットの動向を知ることができる。

概 要

第1表によりその推移をみると、船舶が延払輸出の主流であった50年度ごろまでは船舶の延払輸出の変動を反映して延払輸出全体も変動しながら漸増している。船舶の延払輸出は、一般に海運市況からくる新造船需要の変動、為替変動からくる円建延払船又はドル建キャッシュ払船への指向性等の要因により大きく変動する（第2表参照）。一方、プラント類は、我が国プラント業界の成長、開発途上国の開発需要の拡大とあいまって順調に拡大してきている。50年度以降も、船舶需要の減少、円高の影響による価格競争力低下等の理由から一時的には、減少しているものの、プラント類の順調な伸びに支えられて、延払輸出は56年度には約160億ドルに達した。

しかしながら57年度以降、プラント市場全体の縮小、円高による競争力低下などにより、船舶、プラントともに激減したため、61年度の延払輸出は約30億ドルにまで落ち込んでいる。

このように延払輸出は、各国のプラント等の新規需要の増減、我が国の国際競争力の強弱等に大きく左右され、信用供与量もこれに伴って増減してきている。

機種別

船舶とプラント類の割合については、前述のとおりであるが、プラント類の内訳をみると、35年度ごろまでは産業機械、鉄道車両及び繊維機械がその主体であったが、以降、後2者が激減し、かわって、化学プラント、鉄鋼プラント等産業機械や、発電電、変電設備を中心とする電気機械のウエイトが高まってきた。最近では、延払全体のうち産業機械が約5～6割を、電気機械が約2～3割を占めている。（第3表参照）

第1表 延払輸出の年度別推移

（単位 百万ドル）

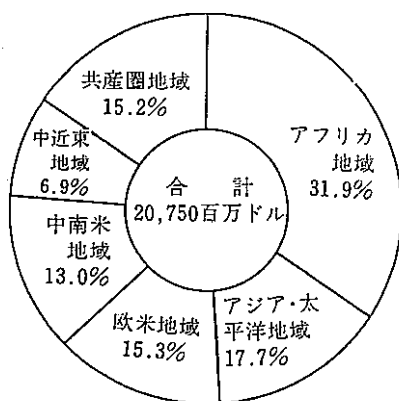
年 度	項 目	計	（単位 百万ドル）	
			船 舶	プラント類
27～38		3,304	2,216	1,089
39		927	572	354
40		1,407	1,001	406
41		1,866	1,419	447
42		1,632	993	639
43		1,919	1,249	670
44		2,959	2,027	931
45		4,700	3,486	1,214
46		2,593	1,203	1,390
47		2,505	985	1,520
48		3,688	2,103	1,585
49		3,997	1,308	2,689
50		7,967	4,202	3,763
51		10,347	3,887	6,460
52		8,278	1,348	6,930
53		7,538	200	7,338
54		11,251	1,074	10,177
55		10,543	2,889	7,654
56		15,830	3,802	12,028
57		11,530	1,412	10,118
58		6,229	600	5,629
59		4,320	310	4,009
60		4,652	106	4,546
61		3,119	535	2,585

（注） 本計数は金利を含む。

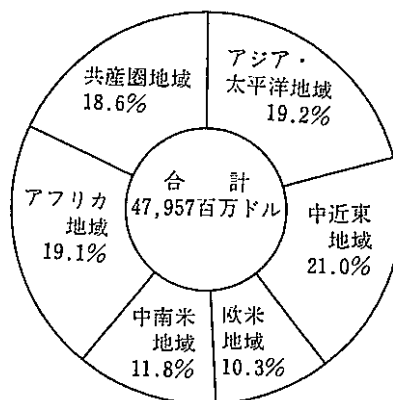
（資料） 通産省「延払輸出承認実績集計表」

延 払 輸 出 の 地 域 別 割 合

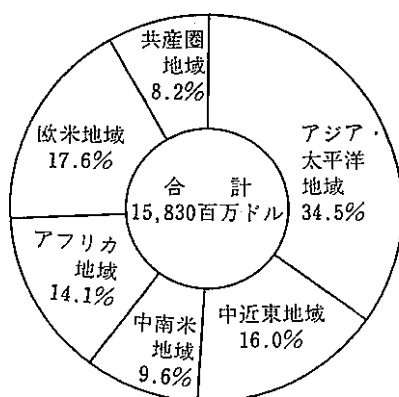
46～50年度



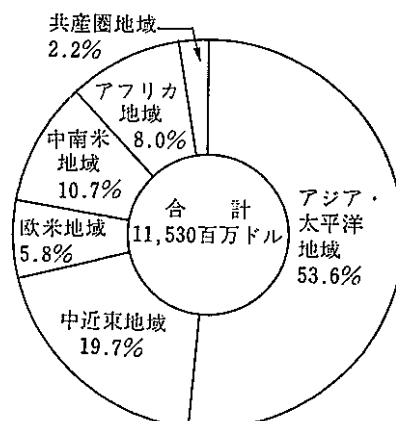
51～55年度



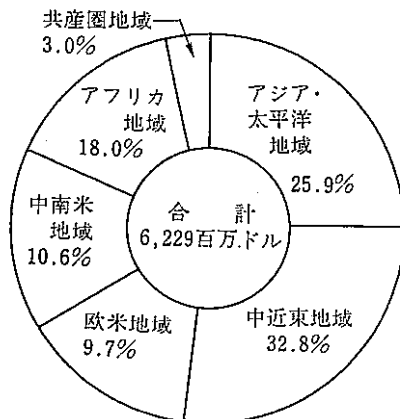
56年度



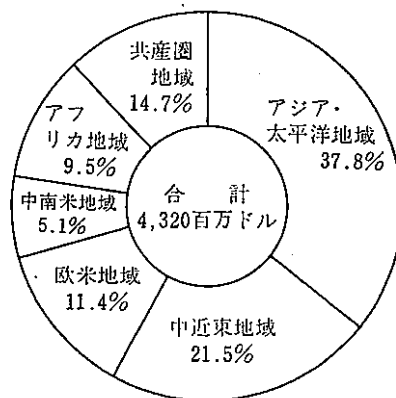
57年度



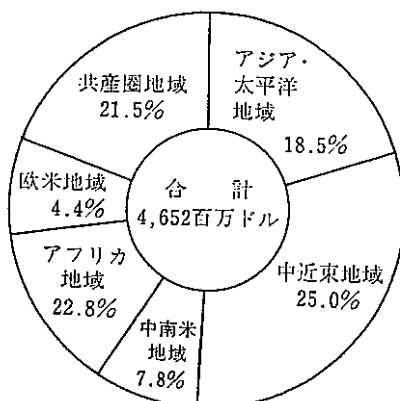
58年度



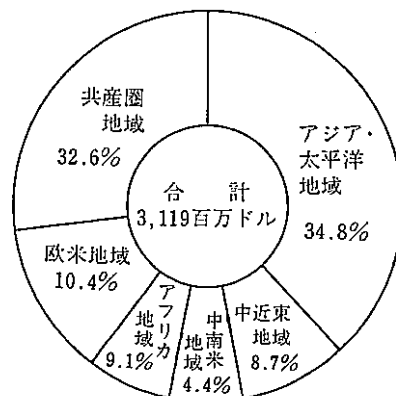
59年度



60年度



61年度



第2表 船舶輸出に占める延払輸出船の割合

(単位 %)

区 分	隻 数	金 額
48年度	12.1	18.1
49	30.9	45.3
50	60.6	70.7
51	54.0	62.5
52	20.4	28.6
53	11.7	14.3
54	19.9	24.8
55	45.1	49.2
56	39.5	50.7
57	23.0	34.4
58	10.5	13.6
59	7.8	7.5
60	1.5	1.8
61	9.7	34.1

(資料) 日本船舶輸出組合資料

地域別

延払輸出先の地域については前図のように、昭和50年度ごろまでは、アフリカ地域が第1位を占め、アジア・太平洋地域及び欧米地域がこれに続くという構図であった。アフリカ諸国向けが大きかったのは、いわゆる便宜置籍国としてリベリア向けの船舶輸出が多かったためであり、船舶主流であった我が国の延払輸出の構成を反映しているものである。(プラント類のみでみたアフリカ地域のシェアは、46～50年度で約11%となっている。)

51年度以降は、我が国と経済関係の強いアジア、太平洋地域、及びオイルマネーにより購買力の増大した中近東諸国が大きく伸びて1.2位を占めてきたが、61年度になり、石油収入の伸び悩みによるプラント需要の減少のため、中近東地域は金額、割合とも激減した。また、59年度以降は共産圏地域の伸びが目立っている。

4. 直接借款

(1) 直接借款の概略

直接借款には、バイヤーズ・クレジット(相手国輸入者に対し融資されるもの)、バンク・ローン(相手国の銀行に融資し、当該銀行から輸入者に転貸されるもの)の二形態があり、ともに輸銀単独又は、市中銀行との協調融資で行われる。

これら直接借款を供与しようとする場合、外為法第22条に基づく大蔵大臣への届出を要するが、直接借款の条件、例えば融資比率、金利返済期間等については、「公的支持を受ける輸出信用ガイドラインに関する取極」を遵守して決定されることとなっている。

(2) 直接借款の動向

直接借款は輸出国の金融機関(輸銀)が直接輸入者(バイヤーズ・クレジット)または輸入国の金融機関(バンク・ローン)に貸し付けるため、プラント等の輸出入契約(物の輸出)とこれに伴う貸付契約(ファイナンス)はそれぞれ別々に締結される。したがって直接借款には、輸出入契約はキャッシュあるいは準キャッシュベースとなり、輸出者にとっては輸出代金を早期に回収できること、また、ファイナンスと物の輸入が別々であるため、輸入者にとっても債務管理がしやすい等のメリットがあるといえる。

ちなみに、輸銀の融資承諾推移(第4表参照)をみると、直接借款は昭和40年代末頃に急増し、以降ほぼ平均して輸銀の輸出関連融資の約2～3割を占め、サプライヤーズ・クレジットと並ぶ有力な融資形態となっている(過去10年間の平均は約25%)。

このように、もともとサプライヤーズ・クレジット方式が主流であった我が国輸出信用にあって、後に直接借款を導入したのは、中南米諸国において民間からの借入にかかる利子支払等に対し税金(withholding tax)を課す

第3表 機種別延払輸出の推移

(単位 百万ドル, %)

項目 年度	総 額	船 舶	プラント類	鉄道車両	自動車	繊維機械	電気機械	通信機械	産業機械	鉄鋼製品
27～30年度	308 (100.0)	214 (69.6)	94 (30.4)	42 (13.5)	9 (2.8)	17 (5.6)	4 (1.3)	— (—)	22 (7.2)	— (—)
31～35年度	993 (100.0)	652 (65.7)	341 (34.3)	65 (6.5)	18 (1.8)	60 (6.0)	37 (3.7)	4 (0.4)	107 (10.8)	50 (5.0)
36～40年度	4,337 (100.0)	2,924 (67.4)	1,413 (32.6)	121 (2.8)	85 (2.0)	272 (6.3)	87 (2.0)	44 (1.0)	771 (16.4)	93 (2.1)
41～45年度	13,075 (100.0)	9,174 (70.2)	3,901 (29.8)	146 (1.1)	323 (2.5)	262 (2.0)	500 (3.8)	196 (1.5)	2,279 (17.4)	195 (1.5)
46～50年度	20,750 (100.0)	9,801 (47.2)	10,949 (52.8)	146 (0.7)	174 (0.8)	422 (2.0)	1,712 (8.2)	586 (2.8)	7,829 (37.7)	80 (0.4)
51～55年度	47,956 (100.0)	9,397 (19.6)	38,559 (80.4)	362 (0.8)	281 (0.6)	491 (1.0)	7,686 (16.0)	1,445 (3.0)	28,284 (59.0)	— (—)
55年度	10,543 (100.0)	2,889 (27.4)	7,654 (72.6)	55 (0.5)	152 (1.5)	78 (0.7)	1,709 (16.2)	314 (3.0)	5,346 (50.7)	— (—)
56年度	15,830 (100.0)	3,802 (24.0)	12,028 (76.0)	202 (1.3)		41 (0.3)	2,431 (15.3)	727 (4.6)	8,627 (54.5)	— (—)
57年度	11,530 (100.0)	1,412 (12.2)	10,118 (87.8)	447 (3.9)		18 (0.2)	2,330 (20.2)	443 (3.8)	6,881 (59.7)	— (—)
58年度	6,229 (100.0)	600 (9.6)	5,629 (90.4)	253 (4.1)		15 (0.2)	2,034 (32.7)	266 (4.3)	3,060 (49.1)	— (—)
59年度	4,320 (100.0)	310 (7.2)	4,009 (92.8)	74 (1.7)		13 (0.3)	967 (22.4)	534 (12.4)	2,422 (56.1)	— (—)
60年度	4,652 (100.0)	106 (2.3)	4,546 (97.7)	29 (0.6)		13 (0.3)	1,490 (32.0)	193 (4.1)	2,820 (60.6)	— (—)
61年度	3,119 (100.0)	535 (17.2)	2,585 (82.9)	1 (0.0)		6 (0.2)	1,081 (34.7)	99 (3.2)	1,397 (44.8)	— (—)

- (注) 1. 本計数は金利を含む。
2. 鉄鋼製品については、48年度から計上しないこととなっている。
3. 56年度から、自動車、鉄道、航空機が一括計上となった。
4. () 内は構成比。

(資料) 通産省「延払輸出承認実績集計表」

政策がとられるようになり、直接借款に比し延払方式が不利になるという事情が発生したこと、一部共産圏国などにおいて対外債務の管理等の必要性から貿易取引と金融を別個の機関が所管する措置がとられ、これに対応する融資スキームを採用する必要があったこと等による。

また、融資対象案件については、従来、貸付国政府又は政府機関等の実施する比較的大規模なプロジェクトを対象とすることが多かったが、56年度ごろから中小プラント輸出促進のためのバンク・ローン（中小バンク・ローン）が導入され、我が国から輸出される中小規模プラントに対しても直接借款供与が行われるようになった。また、これに伴い、貸付先についても、従来の政府又は政府機関のみならず、民間銀行へも拡大されてきている。

第4表 中長期輸出信用供与（個別）融資承諾推移

（単位 億円）

年 度	直 接 借 款 (B / C , B / L)		サプライヤーズ・ ク レ ジ ッ ト	
40	-	- %	1,485	100%
41	65	3	2,034	97
42	-	-	2,327	100
43	36	2	2,368	98
44	62	2	3,131	98
45	62	2	3,965	98
46	127	4	3,744	96
47	467	11	3,664	89
48	495	18	2,300	82
49	2,435	48	2,674	52
50	1,371	22	4,813	78
51	3,309	34	6,292	66
52	2,070	28	5,403	72
53	221	6	3,240	94
54	588	15	3,421	85
55	1,218	23	4,159	77
56	3,520	34	6,770	66
57	1,957	29	4,893	71
58	891	15	5,176	85
59	1,038	19	4,301	81
60	1,277	36	2,287	64
61	683	33	1,384	67

（資料）日本輸出入銀行

第5表 中長期輸出信用供与（地域別）融資承諾推移

（単位 億円）

年 度 地 域	56	57	58	59	60	61
アジア・大洋州	3,128	2,827	3,039	1,583	1,597	957
中 近 東	163	248	273	354	171	245
ア フ リ カ	779	886	979	1,246	474	90
北 米 ・ 欧 州	3,800	1,122	1,020	738	762	321
中 南 米	2,420	1,742	753	1,368	560	431
国 際 機 関 等	-	25	2	56	-	22
合 計	10,290	6,850	6,067	5,339	3,564	2,067

5. 役務に対する信用供与

(1) 本邦業者が海外から建設工事あるいはコンサルタント業務を請負った場合の役務提供に対する対価は、出来高に応じて支払を受領する場合と工事あるいはコンサルティングが完了した後で長期分割支払により受領する場合とがあり、前者を出来高払方式、後者を延払方式と呼んでいる。

(2) 延払方式による役務提供の実績(57～61年)を、日本輸出入銀行が融資承諾を行った建設工事についてみると、57～59年の5件(金額280億円)、60年のマレーシア・火力発電所取水塔建設工事等5件(金額78億円)、61年は実績なし、となっている。また、コンサルタントについては、58～59年に2件(金額218億円)あるに過ぎない。

(3) 延払方式による役務提供は、外国為替管理法の「特殊決済方法に関する省令」(昭和55年11月28日大蔵省令第48号)に定める特殊決済方法に該当するため、「外国為替管理令」(昭和55年10月11日政令第260号)第7条第3項に基づく主務大臣の許可を受けなければならない。

従って延払方式により役務提供を行う請負業者等は、日本輸出入銀行等の延払金融の要請と同時に「特殊決済方法による支払・支払の受領許可申請書」(外国為替管理に関する省令別紙様式第三)3通を日本銀行を経て大蔵大臣(国際金融局開発金融課)に提出しなければならない。その際、申請理由の補足説明書、契約書など審査に必要な書類の添付を要請される。

(4) 海外工事及び技術提供について、通産省の輸出保険、日本輸出入銀行の制度金融を受ける場合には、輸出信用アレンジメントの条件(頭金、最長償還期間、最低金利)が適用されるので、関係機関とは事前に連絡を密にする必要がある。

6. 輸出信用アレンジメント

(1) 概要

輸出信用における公的補助の要素を削減し、各国間における適正な競争を確保し、もって健全なる貿易の発展を図ることを目的として、先進22カ国(OECD加盟国中トルコ、アイスランドを除く)により、昭和53年4月から、輸出信用アレンジメント(正式には「公的支持を受ける輸出信用のガイドラインに関する取極」)が実施され、その後数次の改訂を経て現在に至っている。

(2) 現行アレンジメントの概要

金利、期間等

◇ 適用範囲

償還期間2年以上の公的支持を受ける輸出信用

□ 頭金の最低比率

15%(買い手より輸出契約額の15%以上を頭金として支払わせる。)

△ 最長期間

高所得国向:8.5年(ただし5年超～8.5年以下については事前通報を要する。)

中所得国向:8.5年(ただし、57年7月以降、低所得国から中所得国へ移行した国については10年まで可能。)

低所得国向:10年

□ 最低金利

高金利国通貨

(昭和62年11月30日現在)

国の分類 \ 償還期間			
	2～5年	5超～8.5年	8.5超～10年
高所得国	9.55%	9.80%	N/A
中所得国	8.25%	8.75%	(8.75)
低所得国	7.40%	7.40%	7.40%

(注)高・中・低所得国の区分は1人当たりGNP等の基準による。

上記最低金利のマトリックスは、S D R 構成通貨の国債流通利回りの加重平均金利を 6 カ月毎に見直し、それが 0.5%以上変動した場合、その幅で変動するスキームとなっている。

低金利国通貨

最低金利

契約前金利固定の場合：民間基準金利（C I R R）＋0.2%

契約時金利固定の場合：民間基準金利

民間基準金利（C I R R）は、通貨ごとに国債流通利回り等をベースに定められている。

日本円の民間基準金利は、

長期プライムレート - 0.2%

（昭和 62 年 11 月 30 日現在長期プライムレートは 5.7%であり、民間基準金利は 5.5%である。）

なお、昭和 63 年 7 月 15 日以降は、上記マトリックスの高所得国向けは廃止され、中・低所得国向けは 0.3%引き上げられる。

本 適 用

軍需品、農産物については適用除外。

通常発電プラント、衛星通信地上施設、原子力発電プラント、航空機、船舶（O E C D 船舶了解）については、期間等について特例がある。

㋐ ローカル・コスト

現地で資材や役務を調達するためのローカル・コストに対する融資は、頭金の範囲を超えてはならない（すなわち、輸出信用は輸出額の 100%を超えてはならない）。また、高所得国向けの場合にはローカル・コスト融資は禁止され、保険、保証のみが許される。

タイド援助信用

輸出信用アレンジメントにおいては、援助の名を借り、タイドな公的資金を輸出振興に積極的に活用しようというタイド援助信用を、禁止または通報義務という形で制限している。禁止については、そもそもタイド援助信用供与自体が、ガイドラインからの逸脱となり好ましくないことから、また通報については、トランスペアレンシー（透明性）の確保等の理由から来ているものである。

昭和 62 年 11 月現在のタイド援助信用に関する規定は次のようになっている。

φ 対 象

タイド援助融資（いわゆる混合借款及びタイド又は部分アンタイドの単独 O D A）

□ 規 制

C・L（注）	手 続
50%以上	事 後 通 報
35%以上 50%未満	事 前 通 報
35%未満	禁 止

（注） C L（Concessionality Level）は、借款の条件がどの程度緩和されたものかを示す指標であり、割引率は C I R R を基準とする通貨別の割引率（D D R，Differentiated Discount Rate）を使用する。贈与の C L は 100%となる。割引率 6%のもとで金利 6%の借款の C L は 0%となる。

なお、割引率が 10%の場合、従来どおり G E（Grant Element）と呼称され、D A C・O D A の定義においては引き続き今後とも G E が用いられる。

L L D C については、50%未満禁止

経過的措施として昭和 63 年 7 月 14 日までは、最低許容 C L = 30%

（国際金融局開発金融課・開発政策課）